

令和3年1月28日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 大 西 克 義

経営状況分析に係る申請書類等の押印の廃止について

標記につきまして、このたび、一般財団法人建設業情報管理センターから別添のとおり、経営状況分析の申請に係る各種提出書類への押印を廃止した旨、周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

なお、詳細は同財団のホームページをご覧ください。

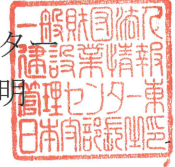
【一般財団法人建設業情報管理センターホームページ】
<http://www.ciic.or.jp/topics/analysis/post4674/>

以 上

令和3年1月28日

一般社団法人愛知県建設業協会
専務理事 大西 克義 様

一般財団法人建設業情報管理センター
東日本支部長 沢田 昌明



経営状況分析に係る申請書類等の押印の廃止について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より当財団事業にご理解、ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、国土交通省では、国が推進する規制改革に基づき「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」を令和2年12月23日に交付し、令和3年1月1日から行政機関への申請手続きに際して、押印を不要とする等の所要の改正が行われました。

これに伴い、経営状況分析の申請において当財団にご提出いただく「経営状況分析申請書」の押印が不要となりました。併せて、分析申請に係る各種提出書類についても押印を廃止いたしましたのでご案内申し上げます。

但し、行政書士の方が代理人として申請される場合は、従来どおり代理人の記名・押印が必要となりますので、ご注意をお願いいたします。

詳しくは、当財団ホームページ <http://www.ciic.or.jp/> からご確認ください。

つきましては、申請書類等の押印の廃止について、会員企業の皆様にご周知くださいますよう、ご多忙のところ恐縮でございますが、ご理解とご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬具